

# 総務省例で定めることとされる 事項についての意見

2022年6月22日

一般社団法人 電気通信事業者協会

論点		意見
全体		実務的に対応可能な範囲で、例えば、スマートフォン・プライバシー・イニシアティブにて求められる内容をベースに、制度化するのが妥当ではないか。
論点1	内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務	電気通信事業を営む者が提供するウェブサイトやアプリは多くの利用者に利用されており、利用者保護の観点から、外部送信規律については、事業者規模等にかかわらず広くあまねく全ての事業者にかけるべきであり、電気通信事業者または第三号事業を営む者に限定し、さらに総務省令で一部の電気通信役務を対象を限定することは適当ではない。
論点3	通知又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項	外部送信で知り得る状態に置くべき項目については、利用者保護の観点から、再送信の有無、他のデータとの紐づけなどが想定されるが、それらの情報の把握には、送信先の企業（さらにその送信先の企業）に対して、確認することが実態として困難であることから、送信元企業側に課す項目は、実務的に確認可能な範囲である次のようなものとすべきである。 具体的には、①情報内容、②送信先に加え、③利用目的、④外国の場合の移転国、移転国の個人情報保護制度など なお、利用者への選択機会の情報提供充実という観点からすると、法令改正の範囲外ではあるが、今後の検討課題としては、送信先側にも情報開示の規定を設けていくべきではないか。
論点5	利用者が電気通信役務を利用する際に送信をする必要がある情報	情報の種類という視点に加え、利用者がそのサイトのサービスを利用する目的の範囲で、利便性をあげるために必要な情報は、総務省令の対象とすることにより、除外されるべきと考える。一方、その場合であっても、他社に送信を行う場合、利用者の視点からすると、説明を行うことが望ましいため、総務省令の対象にすることは適当ではない。 （例：サイト内で動画配信のために、動画SaaSを利用する場合。問合せを受け付けるために、WebフォームのSaaSを利用する場合、など）